

# 令和6年 第5回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和6年5月10日（金）

午後2時01分から午後3時00分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

## ○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	欠
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠番
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

松下 潤一

近藤 洋之

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後2時01分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第23号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第26号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第27号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

日程第9 議案第28号 令和6年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について

**開 会** (午後 2 時 01 分) 職務代理者の号令による起立・礼

**事務局長** それでは只今から令和 6 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、会長のご挨拶を申し上げます。

**会 長** こんにちは。大変お忙しい中、お疲れの所ご出席いただきありがとうございます。連日、梅雨を思わせるような雨が続きまして、農作業、農作物にとっても影響が出ていると聞いています。やっと、今日みたいに天気がよくなってできるようになりましたが、皆さま方も十分休息をとりながらお仕事をいただけたらと思います。

**議 長** それでは、これより令和 6 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番 山田哲郎委員、9 番 坂本茂義委員を指名いたします。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 22 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和 6 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

**議 長** それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

<b>議 長</b>	申請番号 1 番は、	三角 3	松下委員に代わりまして
		1 番	村山委員より
	申請番号 2 番及び 3 番は、	小川 5	野田委員より
	申請番号 4 番は	13 番	本田委員より
	申請番号 5 番は、	豊野 1	小田委員より
	申請番号 6 番は、	豊野 2	杉田委員より

それぞれ説明を求めます。

**村山委員** 申請番号 1 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりで、申請事由は経営規模拡大による贈与です。渡人と受人は親戚関係だそうです。受人は取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

**野田推進委員** 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大となっております。渡人と受人は親戚関係であり贈与になったと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は親子間の贈与となっております。受人は〇〇を 13 年前に退職され、その後我家の経営をされており何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

**本田委員** 申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は空き家に付随する農地の取得になります。受人は現在〇〇町の〇〇に住んでおられますが、農地取得後ここに住んで柿を植えるという事です。機械の所有状況、営農計画も出されており許可は可能かと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

**小田推進委員** 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。受人がこの土地に隣接する土地を持っておられまして、一緒に広げて耕作した方がいいという事でこのような形になっております。何ら問題ないと思いまますので、ご審議よろしくをお願いします。

**杉田推進委員** 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人の関係ですが、受人の親族の方が渡人の柿を管理しておりましたけども、高齢でできないという事で受人ととの売買に

至ることになりました。受人は地域でも農家をずっとされておりまして、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

**議 長**           ただ今、申請番号1番から6番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

**議 長**           意見も無いようですので、申請番号1番から6番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

**議 長**           全員挙手です。よって議案第22号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から6番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**           日程第4、議案第23号「農地法第5条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第23号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

**事務局**           議案第23号、農地法第5条許可における事業計画変更承認申請について  
農地法第5条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会  
の意見を求める。

令和6年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

申請番号1番につきましては、この案件は、昭和〇〇年〇月〇日付けで、住宅建築で転用許可が出ましたが、その後、周辺が工業の資材置き場等になり、当初計画者が住宅建築を断念したということで、承継者が隣接する自社の資材置き場と一体的に利用したいということでの申請になっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第5条の許可を受ける必要がありますので、議案第25号で5条の申請が出ています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われま。ご審議方よろしくお願いたします。

**議 長**           ただ今、審議番号1番について事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**五嶋委員** はい。

**議 長** 五嶋委員お願いします。

**五嶋委員** この件ですけれども昭和〇〇年〇月〇日付けで5条許可となっております。5条許可の場合は事業計画を出してその後に確認があったと思うのですが。それはどうなっているのか教えて下さい。

**議 長** 事務局お願い致します。

**事務局** 当時の進捗状況の報告が記録に残っておりませんので、分からない状況です。許可が出た記録、許可日と許可番号など許可証は残っているのですが、その進捗状況だったり完了の報告だったりデータに残っておりません。

**議 長** わかりました。ありがとうございます。  
五嶋委員、記録がないという事なので。

**五嶋委員** ですよ、どうしようもないですよ。

**議 長** すみません、お願いします。  
ほかにどなたかありませんか。

**山本推進委員** はい。

**議 長** 山本推進委員お願いします。

**山本推進委員** 今回の件ですけれども、変更ではなくて新たに5条を出した方がいいのではないのでしょうか。提案です。

**議 長** 事務局お願いします。

**事務局** 今回の事業計画変更に伴う許可申請というのは、議案第25号、ページが7頁になりますけれども申請番号6番で許可申請が出ておりますのでよろしくお願ひします。

**議 長** ほかにどなたかありませんか。

( 意見なし )

**議 長** 意見も無いようですので、議案第23号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって議案第 23 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 5、議案第 24 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 24 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和 6 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) アの規定により、意見を決定するため審議を求めます。以上です。

**議 長** それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

**議 長** 申請番号 1 番は、松橋 1 中塘委員より  
申請番号 2 番は、小川 1 森田委員より  
申請番号 3 番は、小川 5 野田委員より

説明を求めます。

**中塘推進委員** 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は貸駐車場となっております。申請地は国道〇号線の〇〇の近隣にあたりまして、以前より車を出し入れする駐車場として高い利便性があった代替地として使用してあったという事です。40 年前より利用して残地が一部残っていたため、今回の申請に至りました。排水同意も取られており何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

**森田推進委員** 申請番号 2 番について説明します。〇〇町〇〇の地図で見るところで行くと〇〇川を越えた橋のすぐ左側にある用地であります。ここに〇〇市在住の受人が自動車整備工場を建てたいという事で〇〇から説明に来ました。それを巡っては先だつての〇〇町の現地検討会でも現地を見に行きましたが、こうやって写真とか図面を見る限りでは〇〇が説明するのには、何ら問題はなかったんですけども、自分がたまたま地区の人間としてその立地状態を見た限りでは、自動車整備工場を作ると排水がおそらく、〇〇は北側東側の U 字溝に排水が流

れていくという主張をずっと繰り返したものですから、それはあり得ないだろうという事で、左側の集水して排水する排水溝があるんですけども、そこに行くような仕組みが取れるかどうかも含めて現地検討会で検討しまして、農業委員会から再度〇〇へその排水の事と隣接の家がありますので、そこに水が落ちていかないような配慮をお願いしたという経緯があります。申請そのものには問題はないと思いますけども、説明と現地と見るか見ないかで農業委員会で提案するのに、ただ丸受けて説明して地元の行政区として問題が起きたら困るなという事態でしたので対処してもらいました。農業委員会にはお世話になりました。以上です。

**野田推進委員** 申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。場所は国道〇号線を〇〇方面より〇〇へ行きますと、〇〇と〇〇の境に〇〇があります。それより1km位行った所の右側に〇〇があります。それより50m行った所に〇〇川があります。それを渡って右側に川沿いに100m位行った所の左側に位置する場所でございます。始末書添付となっておりますので宇城市農業委員会会長あてにお詫び文が届いております。読ませて頂きます。(始末書一読)

そして、事業計画が出ております。相続しました現在、県外在住の為、自分では管理することができないので賃貸をしばらくするという事です。審議方よろしくお願い致します。

**議 長** ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

**事務局** 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び3番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。以上です。

**議 長** ただ今、申請番号1番から3番について各委員より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

( 意見なし )

**議 長** 意見もないようですので、申請番号1番から3番について、承認される方の

挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

全員挙手です。よって議案第 24 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番は原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 6、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 25 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

**議 長**

申請番号 1 番は、	2 番	五嶋委員より
申請番号 2 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 3 番は、	不知火 2	吉利委員より
申請番号 4 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 5 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして 事務局より
申請番号 7 番は、	松橋 5	上村委員より

それぞれ説明を求めます。

**五嶋委員**

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。土地の所在地は〇〇町〇〇地区となっております。転用事由は農家住宅と農業用倉庫です。譲受人は住宅の建替えを考えていましたが、現在の住宅の場所が〇〇地域となっており建替えができないという事で、〇〇地区の中で〇〇地域でない代わりの土地を検討されました。総会資料の地番〇〇〇-1 と〇〇〇-1 が住宅、〇〇〇-1 が倉庫となっております。申請地の上水は井戸水を下水は合併浄化槽を使用され、雨水も道路側溝に放流されます。地区区長の排水同意、隣接同意も

添付されており問題はないと思われます。審議よろしくお願ひしませす。

**山本推進委員** 申請番号2番について説明しませす。転用事由は堆肥製造施設設置の為の家屋の新築という事です。受人の職業は〇〇です。今回処理能力の高い堆肥装置を導入して効率的に堆肥化したいとの事でした。申請場所は〇〇近くの現在の施設から南へ直線距離で約2200mの地点で、近くには牛舎はありますが民家に対しては約400m以上離れており、周辺に対して何ら問題ないと考えています。排水同意、隣接同意書もあります。審議よろしくお願ひしませす。

**吉利推進委員** 申請番号3番について説明しませす。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇駅〇口の裏側の〇〇区公民館の横になります。転用事由は個人住宅の建設です。渡人受人は親戚関係にあり、排水設備も整っており何ら問題はないかと思ひませす。ご審議よろしくお願ひしませす。

**早川推進委員** 申請番号4番について説明しませす。詳細は記載のとおりです。両者の関係は義理の親子関係になります。場所は〇〇町〇〇地区にある〇〇の〇〇の隣になります。10年程前までは葡萄を栽培していたのですが、貸人が高齢という事もあり現在は遊休農地の状況です。そこに今回〇〇を2台置いて飲食店を始めるという事です。排水同意、隣接同意も取れており、何の問題もないと考えませす。ご審議よろしくお願ひしませす。

**橋本委員** 申請番号5番について説明しませす。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇という事で、県道〇〇線の旧〇〇の方に50m位入った所です。転用事由は駐車場の拡張という事ですが、図面、写真を見て頂きたいと思ひませす。上の方で③矢印があります。ここに四角の空き地がありますけども、これが今、駐車場になっております。これが前回申請された駐車場です。これがちょっと狭い為に拡張したいという事で、青の部分の申請が出ております。排水ですね、給排水は何もありません。雨水の処理方法は砂利敷きという事で地下浸透となっております。生活排水、汚水の処理等これは何もありません、駐車場ですので。何ら問題ないかと思ひませす。審議の程よろしくお願ひしませす。

**事務局** 申請番号6番について説明しませす。詳細は記載のとおりです。転用者は、製造業等を営む法人で、転用目的は資材置場となっております。工場で製造する〇〇製品等を置かれるそうです。隣接地に農地はなく、排水同意等取られておりまして何ら問題ないと思われませす。

**上村推進委員** 申請番号7番について説明しませす。詳細は記載のとおりです。申請地は昨年、農振除外の申請が出ておりまして、今年許可が出たという事でそれに伴ひ5条申請に至っております。目的は住宅団地になっておりまして11棟建設予定に

なっております。排水同意、隣接同意等取れており、特に問題ないかと思えます。審議の程よろしくお願い致します。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び7番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、〇〇駅から500m以内の区域にある農地で、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます

申請番号4番から6番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

**議 長**

ただ今、申請番号1番から7番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**森田推進委員**

はい。

**議 長**

森田推進委員をお願いします。

**森田推進委員**

5番について橋本委員お尋ねします。先ほどの私の案件でもありましたけども、こういう申請の時に先ほど駐車場にして雨水は自然浸透という事で説明を聞かれています、周りにU字溝とか排水設備とかは特にないですか。

自分も今回の案件があるまで、雨水の自然浸透というのは農地とか荒地の場合には相当な何十ミリの前が降らない限りは大体かなり自然浸透してくれるものなので、そういうふうに何年も農業委員会に出て思っていたんですけども、実際、駐車場にしたりとか宅地にしたりとか何かで踏み固めてしまう状態が出れば、まず、雨水の自然浸透はどの程度の雨量までが自然浸透するのだろうかとか考えた訳ですね。ですから、農業委員会に対する申請ですから用地条件は見ればそれ以上委員として条件的な適、不適というのは口にさせないと思ってい

たんですけども、〇〇町の現地検討会の中では2月とか3月に申請には出てきていない別案件で、結局、宅地を建てられたあとの宅地の水が、隣の農地に水が入っているという排水問題とかに対しての相談とかがあったりしたので、申請の時に雨水の自然浸透というのをどの程度委員としてそのまま聞いた方が良かったのか、それともこれに対して、別な考え方があるのかもし良かったら、他の委員さんのお考えを聞きたいなと思ったんですけども。こういう質問は会長よろしいでしょうか。

**議 長**            どなたかこの意見に対して何か。〇〇でも1件そういう話があったので、今回話が出たと思うんですが。

**山本推進委員**    はい。

**議 長**            山本推進委員どうぞ。

**山本推進委員**    その他の事項に一応、そういう問題が生じたら譲受人と譲渡人が話し合っ  
て処理するという事を書類に書いていたと思いますが、今はどうですかね。

**議 長**            事務局、そのの所を説明してもらっていいでしょうか。

**事務局**            今回の申請によって何か影響があった場合は申請人において誠意をもって  
対応しますという事で、申請を頂いています。申請時ではなかなか隣地への被  
害等がすぐ想像できるものもあったり、実際に土地を整備してみないと分か  
らない点があると思います。実際に隣とか近隣の方に被害が出たら申請人に何  
らかの対処をして頂くという所で取り扱っております。

**議 長**            ありがとうございます。  
森田委員よろしいですか。

**森田推進委員**    はい、今おっしゃられたように私の場合、申請書の中に何か問題が起きた時  
は対処するという一文がありましたのでそれで良かったし、あと農業委員会か  
ら隣接の住宅に排水が迷惑かけないような説明を〇〇にやってもらったとい  
うので助かりました。申請をどういうふうにするか自分も今回ドギマギしま  
したので質問させてもらいました。ありがとうございました。

**議 長**            はい、ありがとうございます。

**議 長**            それでは他に質問等ありませんか。

**橋本委員** はい。

**議 長** 橋本委員お願いします。

**橋本委員** 今の質問で雨水の量、水の量がどれだけとかということをお聞きされたのですかね、森田さんは。どれだけ雨が降ったらどれだけ流れるということで、その対処法とかをどうするんですかということ尋ねられたんですかね。

私はそう思ったんですけども。雨水がどうこうではなくて水は高い所から低いところに流れます。これは自然の原理ですから。という事はどれだけ降ってどれだけ流れたということでははかりきれない、自然のまま流すということで。雨水ですのでこれが生活排水であればこれは非常に問題があります。そういうことをご理解頂ければと思います。よろしくお願いします。

**議 長** ありがとうございます。よろしいですかね。

**議 長** ほかにどなたか意見はありませんか。

( 意見なし )

**議 長** 意見もないようですので、申請番号1番から7番について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって議案第25号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から7番は原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第7、議案第26号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第26号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案第26号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

以上です。

**議 長** 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりま

した総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案34ページから35ページの所有権移転の申請番号401番から404番について事務局より説明を求めます。

**事務局**

議案の34ページから35ページです。

今月は、農業公社が買入れるのが2件で、売り渡すのが2件です。

面積は、4件中、田が9,665㎡、畑が1,742㎡であり、合計面積は11,407㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしく願いいたします。

**議 長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

( 意見なし )

**議 長**

意見もないようですので、議案第26号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

全員挙手です。よって議案第26号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第8、議案第27号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第27号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案第27号、「荒廃農地の農地・非農地の判断について」

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと(非農地)の判断について、農業委員会の意見を求める。

令和6年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子  
農地法の運用について、第4の(3)に基づき、対象地が農地に該当するか否か農業委員会の判断が必要である。

農地法第2条第1項に規定する非農地の判断について説明致します。

非農地の取り扱いについては、農地利用状況調査等を基に「農地法の運用について」第4の(3)の規定により、非農地の判断をすることとされています。判断基準は、「同運用について」第4の(4)に、農地として利用するには人

力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、基盤整備事業の実施等が計画されていなく、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかに該当するものとなっております。

今回、農業委員及び農地利用最適化推進委員において現地調査しました〇〇町1筆の面積537㎡の土地については、現況が雑木等の木や竹等が生育し山林の様相をしており、農地に該当しないと判断される土地です。

以上が議案第27号の説明になります。

**議 長**            それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

**議 長**            意見もないようですので、議案第27号につきまして承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

**議 長**            全員挙手です。よって議案第27号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**            日程第9、議案第28号「令和6年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題といたします。

議案第28号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**            議案第28号、令和6年度農業労働力及び農作業請負協定賃金についてこのことにつき、別紙項目の協定賃金を決定したく提案する。

令和6年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

議案の39ページです。中段に「参考」としまして、令和3年・令和4年・令和5年度の宇城市の金額と宇城市並びに熊本県の平均額、枠外に熊本県の最低賃金額・時間当たりを載せております。8時間では7,184円になるのと宇城、熊本県の令和5年の平均が7,600円となっておりますので、農作業一般を7,600円と考えています。

令和6年度の農作業一般からコンバインでの稲刈までの（案）につきましてご審議方お願い致します。

**議 長**            それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある

方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

**河野公明委員** はい。

**議 長** 河野委員をお願いします。

**河野公明委員** 田植の所の宇城平均の5年ですがこれは〇〇〇〇円ではないのでしょうか。

**議 長** 事務局をお願いします。

**事務局** 宇城平均は〇〇〇〇円になります。この金額は熊本県農業会議より農作業料金農業労賃に関する調査結果を基に金額を示したもので、宇城平均が県平均と比べましても〇千円程高くなっておりまして、理由等は定かではないのですが燃料費の高騰とかも影響しているのではないかと思います。

**議 長** いいでしょうか。

**河野公明委員** はい。

**議 長** ほかにありませんか。

( 意見なし )

**議 長** 意見もないようですので、議案第28号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって議案第28号について、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年第5回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重なご審議、ありがとうございました。

**閉 会** (午後3時00分) 職務代理者の号令による、起立、礼。